

## 五泉市ふるさと応援寄付金特典協力者募集要項

### 1 目的

ふるさと応援寄付金制度（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7）による寄付の促進と、地元特産品等の知名度向上を図るため、五泉市は、五泉市へふるさと応援寄付をされた方に対して特典品を贈ることとし、その特典品を提供いただける市内の協力者（以下「特典協力者」と言う。）を募集します。

### 2 事業の流れ



### 3 特典協力者の要件

下記の全ての要件に適合すること。

- (1) 五泉市内に本店、支店、営業所のいずれかを有する事業所または個人事業主であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員若しくはそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

### 4 特典品について

#### (1) 要件

- 市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされている商品で、五泉市の魅力を体感でき、本市のPRにつながるものであること。単品に限らず、複数の協力者によるセット商品も可とします。なお、提供可能数量がごく少ない商品、提供期間がごく短い商品については、出品をお断りする場合があります。
- 市からの依頼後、速やかに商品が発送できること。また、飲食物の場合は、原則寄付者に到着後、5日以上の消費期限が保証される商品であること。
- 第一次産業産品（米、野菜、果樹などで加工されていないもの）については、商品の品質水準を確保する必要があるため、特典協力者が農業協同組合若しくは農地法第2条第3項に規定する農業生産法人若しくは農業生産組合等であること、または新潟県特別栽培農産物認証制度若しくはJGAPなどの認証を受けていること。
- その他市長が特に認めるもの。

## (2) 価格

特典品の価格は税込で次のとおりとします。

また、特典品の梱包送料は原則として1,500円を上限とします。

特典品の価格 (税込)	梱包送料 (上限額)	市負担額
3,000円相当の商品	1,500円	実費 (4,500円限度)
4,500円相当の商品	1,500円	実費 (6,000円限度)
6,000円相当の商品	1,500円	実費 (7,500円限度)
9,000円相当の商品	1,500円	実費 (10,500円限度)
12,000円相当の商品	1,500円	実費 (13,500円限度)
15,000円相当の商品	1,500円	実費 (16,500円限度)
21,000円相当の商品	1,500円	実費 (22,500円限度)
24,000円相当の商品	1,500円	実費 (25,500円限度)
30,000円相当の商品	1,500円	実費 (31,500円限度)
45,000円相当の商品	1,500円	実費 (46,500円限度)
60,000円相当の商品	1,500円	実費 (61,500円限度)

上記のほか必要に応じて特典品の価格帯を追加できるものとします。

## 5 特典協力者のメリット

- (1) 市のホームページに特典品の画像、商品名、企業名などを掲載します。また、特典協力者のホームページがある場合、希望により特典品の紹介ページからリンクを貼ります。
- (2) 特典品の発送時に特典協力者のパンフレット等を同封することで、他商品のPRが可能です。

## 6 申し込み方法

別紙「五泉市ふるさと応援寄付金特典協力者申込書」(様式第1号)に必要な事項を記入のうえ、特典品の写真を添付して提出してください。 ※写真データがありましたら同時に提出してください。

## 7 特典協力者及び特典品の選考

申込内容を選考のうえ特典協力者及び特典品を決定し、その結果を申し込み者に連絡します。

## 8 その他留意事項

- (1) 特典協力者は、五泉市のPRに努めてください。
- (2) 特典協力者は、特典品の発送遅延、販売中止、品質に関する事故等が発生した場合は、速やかに市へ報告してください。
- (3) 登録されている特典品の内容を変更または登録を取りやめる場合は変更(廃止)届(様式第2号)を提出してください。
- (4) 特典協力者は、特典品に関して、寄付者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告してください。また、品質等による補償やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (5) 市は、申し込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす恐れがあると認めた場合、登録を中止します。
- (6) 市は、登録された特典協力者及び特典品が本要項3又は本要項4に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。

## 9 申し込み・問い合わせ先

五泉市役所 企画政策課

〒959-1692 五泉市太田 1094-1 TEL:0250-43-3911/Mail:furusato@city.gosen.lg.jp

## 10 附則

この要項は、平成26年10月9日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年12月10日から施行する。

この要項は、平成28年5月2日から施行する。

この要項は、平成28年9月30日から施行する。

この要項は、平成29年11月1日から施行する。